

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年4月27日認可した。

平成21年5月12日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市一宮土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）一宮上所地区
立満池土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）大屋敷地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上池地区